

「三次市甲奴健康づくりセンターゆげんき会員」会員規約(以下「本規約」という。)は、三次市及び三次市甲奴健康づくりセンターゆげんき(この2つを以下、「事務局」という。)並びに会員との間で、事務局等が提供する「三次市甲奴健康づくりセンターゆげんき」におけるサービスをご利用いただくための利用の条件を定めるものです。

第1章 総則

(定義)

第1条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス

第4条に定めるサービス(本規約の定めに基づき当該サービスが変更された場合には変更後のサービス)をいいます。

(2) 登録情報

事務局がシステムに登録した会員情報をいいます。

(3) 登録情報の更新

会員が登録情報を変更することをいいます。

(利用条件)

第2条 本サービスは、第3条で規定する利用対象者が、本規約に同意し、事務局指定の会員への登録又は登録更新の手続きを経た場合にのみ利用することができます。

2 申込者又は会員が、前項に定める条件を満たしている場合であっても、次の事由のいずれかに該当することが判明した場合には、本サービス利用の申し込み・利用をお断りする場合があります。

(1) 妊娠、傷病その他の理由により医師の治療、指導等を受けておられる方で、当該治療、指導等に携わる医師の許可を得られていない場合

(2) 18歳未満で、本規約の申込につき親権者その他の法定代理人の同意を得られていない場合

(3) 本サービスに適しない又は本規約を遵守できない合理的なおそれがあると、事務局が相当の根拠をもって判断した場合

(利用対象者)

第3条 本サービスの利用対象者は、三次市内に住所を有するもの、三次市内の事業所に勤務するもの及び三次市内の学校に通学するものとします。

2 利用対象者の確認は、本サービス申込時に運転免許証や、勤務証明書、学生証などの利用対象者の条件を確認できるものを事務局に提示するものとします。

3 三次市内の事業所に勤務するものとは、利用開始時点で三次市内の事業所で勤務していることが証明できる書類を提出できるもので、原則週3日又は月14日以上勤務しているものをいいます。

4 三次市内の学校に通学するものとは、利用開始時点で三次市内の学校に在籍しているものをいいます。

第2章 本サービス及びその対価

(本サービスの内容)

第4条 事務局が提供する本サービスは、次に掲げる内容とする。

三次市甲奴健康づくりセンターゆげんきの割引。

(本サービスの利用期間、更新)

第5条 本サービスの利用期間は、利用開始日の属する月の翌月初日から1年間経過した日に終了するものとします。

2 本サービスの利用期間開始日は、会員証の受領日から効力を有するものとします。

3 会員は、事務局指定の更新手続きを経ることにより、引き続き本サービスを利用することができます。

4 更新手続きは、利用期間満了の約1か月前から可能とします。

(本サービスの負担金等)

第6条 会員は、1年間の負担金として3,000円を事務局に対して支払うものとします。

2 経済情勢、金融情勢の変動により、第1項に定める負担金がある時点における物価水準と比較して著しく不相当となった場合、又は登録情報の安全管理のために要する費用が著しく増大した場合には、事務局は、負担金を相当な範囲で変更することができ、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

(本サービス負担金等の支払方法)

第7条 事務局が別段の案内をした場合を除き、本サービス負担金等の支払いは、三次市甲奴健康づくりセンターゆげんきにて行うものとします。ただし、その他の方法に変更する可能性もありますので、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

2 支払いのあった本サービスの負担金等は、事由の如何にかかわらず返還はできません。ただし、本規約に別段の定めがある場合を除きます。

(会員証)

第8条 申込時及び更新時に発行する会員証をもって本サービスの証とします

第3章 本規約の申込及び成立

(会員登録)

第9条 利用者は、申込を行う場合、本規約に同意するとともに、本条に定める会員登録を行います。

2 本規約が成立に至らない場合、又は、本規約が終了した場合、事務局は、その会員登録を抹消するものとします。

(本規約の成立)

第10条 本規約は、事務局が会員より本規約に定めた本規約の申込を受理した後、会員に対して会員証を引き渡すことにより行うものとします。

第4章 事務局の義務

(善管注意義務等)

第11条 事務局は、注意をもって、会員に本サービスを提供します。

(災害等の際の免責及び対応)

第12条 事務局は、次の各事由により、会員に事前に通知することなく、一時的に、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあり、かかる場合には、これに起因する会員又は第三者が被った損害に関し、本規約に別段の定めのある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

- (1) 災害等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 裁判所の命令若しくは法令に基づき、本サービスの提供の停止を命じられた場合
 - (3) その他事務局の責めに帰すべからざる事由によって、サービス提供を停止せざるをえなくなった場合
- 2 事務局は、前項の各事由が発生した場合は、遅滞なく必要な対応をとり迅速にサービス再開に努めるとともに、速やかに、会員にその旨の通知をするものとします。

(損害賠償の制限)

第13条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、事務局が会員に対して負う損害賠償責任の範囲は、事務局の責めに帰すべき事由により又は事務局が本規約に違反したことが直接の原因で会員に現に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、事務局に故意又は重過失なき限り本サービスの12か月分を超えないものとします。ただし、事務局の責めに帰すべき事由又は事務局の本規約違反が、事務局の故意又は重大なる過失に基づく場合は、この限りではありません。

第5章 会員の義務

(届け出)

第14条 会員は、当該会員の登録情報について変更が生じた場合には、速やかに登録情報の更新手続きに基づき、現在情報への変更を行うものとします。登録会員により登録情報の更新手続きがなされないことにより会員が被る一切の損害、損失については会員が負担するものとします。

(その他禁止行為)

第15条 会員は、次の各行為をしてはなりません。

- (1) 不正又は営利の目的をもって本サービスを利用すること。
- (2) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (3) 他の会員が行う本サービスの適切な利用を妨害する一切の行為
- (4) 事務局若しくは第三者の著作権等の財産権その他の権利を侵害し又はそのおそれのある行為
- (5) 第三者に対して本サービスを利用させる行為
- (6) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉・信用を毀損する行為
- (7) その他第三者に不当に不利益を与える行為
- (8) その他事務局の業務を妨害する行為

2 事務局が前項の行為を発見した際は、当該行為を行った会員につき、事前の通知なく本サービスの

提供を停止するとともに、当該行為及び当該行為によって生じた損害又はその危険等を除去するため必要な行為をとることが出来るものとします。

(損害賠償)

第16条 会員が、故意又は過失により、本規約に定める会員の義務に違反した場合、事務局は、これにより事務局が被った損害について、賠償を求めることがあります。

第6章 本規約の終了

(本規約の終了)

第17条 本規約に別に定める場合を除き、本規約に基づく契約関係は利用期間の満了により満了日に終了するものとします。

(解約)

第18条 会員は、事務局所定の方法によって手続をすることにより本規約のうち本サービスの提供にかかる部分を解約することができます。ただし、この場合において既に支払われている本サービスの負担金は返却できないものとします。

(解除)

第19条 事務局は、会員が次の各事由に該当した場合に、書面により相当期間を設けて催告を行い、それでも会員が当該事由を解消されない場合は、書面により、将来に向かって本規約を解除することができます。

(1) 本規約に定める会員の義務を怠った場合

(2) その他会員が本サービスの利用につき、事務局又は第三者に対し、損害を与える行為を行った場合

2 会員は、事務局が次の各事由に該当した場合に、書面により相当期間を設けて催告を行い、それでも事務局が当該事由を解消しない場合は、書面により本規約の解除をすることができます。既に支払われている本サービス負担金等を事務局が保持することが、社会通念に照らして著しく不当と認められる場合には、合理的な範囲で、同会員の返還を行います。

(1) 何らの合理的理由もなく本サービスの提供を停止した場合

(2) その他本規約に定める事務局及びサービス提供者の義務に違反し、会員に著しい損害を現に与え又は与えるおそれがある場合

第7章 個人情報

(個人情報)

第20条 事務局は、会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。

2 事務局は、本サービスに関連して取得した個人情報を次の利用目的の範囲内で取り扱うものとします。

(1) 本サービスを提供・運営すること。

(2) 本サービスの利用状況の調査・確認を行うこと。

(3) 会員への通知を行うこと。

(4) 個々の会員に、事務局が提供する本サービスその他これに関連するサービスに関連する案内を送る

こと。

(5) 三次市甲奴健康づくりセンターゆげんきの運営の維持向上を図るためアンケート調査、及び分析を行うこと。

(6) 利用目的の変更等の際に会員から同意を求めるために、郵便等を送付し、又は、電話をすること。

(7) その他会員から得た同意の範囲内で利用（第三者との共同利用を含みます。）すること。

3 事務局は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報の取り扱いを委託先に委託することが出来るものとします。

（本規約の変更）

第29条 事務局は、あらかじめ会員に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、通知に別段の定めがある場合を除き、通知の効力が生じた時に変更の効力が生じるものとします。

（通知）

第21条 事務局から会員への通知は、本規約に特段の定め又は法令等の規制がない限り、通知内容を事務局が適当と判断する方法により行うものとします。

（準拠法及び合意管轄）

第22条 本規約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

2020年4月1日発効